

様式第 8 号 (第 12 条関係)

日光市指令 資 循 第 142 号

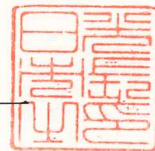
住 所 日光市大室1285番地6
氏 名 株式会社 衛生管理センター
代表取締役 神田 聡子 様

日光市一般廃棄物処理業許可証

令和7年3月31日 付けで申請があった一般廃棄物処理業については、
次のとおり許可する。

令和7年3月31日

日光市長 粉 川 昭



① 氏名及び住所	日光市大室1285番地6 株式会社 衛生管理センター 代表取締役 神田 聡子
② 事務所の所在地	日光市大室1285番地6
③ 取り扱う廃棄物の種類	ごみ (事業系一般廃棄物) ごみ (家庭系一般廃棄物) し尿 浄化槽汚泥
④ 収集・運搬及び処分の別	収集及び運搬
⑤ 対象区域	ごみ : 日光市 全域 し尿 : 今市 地域 ・ 日光 地域 ・ 足尾 地域 ・ 栗山 地域 に限る 浄化槽汚泥 : 今市 地域 ・ 日光 地域 ・ 足尾 地域 ・ 栗山 地域 に限る
⑥ 期 間	令和7年4月1日 ~ 令和9年3月31日
⑦ 条 件	・ 日光市許可第 4 号 ・ 積替、保管を除く。 ・ 日光市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、 同規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 並びに関係法令の基準を順守すること。